

平成29年度第1回

通算第114回 函館市公文書公開審査会

会議録

および通算第25回 函館市個人情報保護審査会

開催日時	平成29年11月16日（木曜日） 午後1時30分
開催場所	市役所8階第3会議室
議 題	1 会長および副会長の選出について (公開) 2 制度の運用状況について (報告) (公開) 3 その他 (公開)
出席委員	荒木 知恵 委員, 伊藤 泰 委員, 河野 正樹 委員 高垣 孝二 委員, 永盛 恒男 委員
欠席委員	なし
事務局の 出席者の 職 氏 名	小野 浩 総務部長 小林 利行 総務部次長 三浦 祐一 総務部文書法制課長 橋本 志歩 総務部文書法制課主査
傍 聴 者	なし

三浦課長	ただいまから，第114回函館市公文書公開審査会お
	よび第25回函館市個人情報保護審査会を開会します。
	私は，会長・副会長が選出されるまでの間，進行役を
	務めさせていただきます，文書法制課長の三浦と申しま
	す。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
	それでは，会議次第に従いまして，進めさせていただきます。
	はじめに，今年6月に，皆様に函館市公文書公開審査
	会および個人情報保護審査会の委員に御就任いただいて
	から初めての審査会でございますので，議事に入る前に
	総務部長の小野から御挨拶を申し上げます。
小野部長	総務部長の小野でございます。どうぞよろしくお願ひ
	します。
	皆様には，両審査会の委員をお引き受けいただきまし
	て，また，御多忙の中，御出席をいただきまして，本当
	にありがとうございます。
	また，日頃から，情報公開制度および個人情報保護制
	度のみならず，市政全般に御協力をいただいております
	ことに，厚く御礼と感謝を申し上げます。
	御承知のとおり，公文書公開審査会および個人情報保
	護審査会は，実施機関の行った決定に対する行政不服審

	査法の規定に基づく審査請求について、その審査が公正
	に行われるよう設置されているものでございます。両制
	度の運用上、非常に大切な役割を担っております。平成
	3年、本市は非常に早い時期から制度を運用しておりま
	して、もうすでに27年が経過しております。特に公文
	書公開審査会につきましては、114回目ということに
	なりました。委員の皆様のお力で今日まで適正な運用が
	できておりますことに、改めて感謝を申し上げます。
	今後も、開かれた市政の推進のため、一層の御協力を
	賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、
	御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。
三浦課長	次に、私の方から、委員の皆様の御紹介をさせていた
	だきます。
	函館市公文書公開審査会および個人情報保護審査会の
	委員の任期は2年となっておりますので、改めて平成29
	年6月26日付けで、御委嘱申し上げたところでござい
	まして、皆様再任となつてございますが、再任前の任期
	中に委員の異動がございましたので、御紹介させていた
	だきます。
	前会長の山崎委員が御退任され、平成29年1月1日
	から新たに高垣委員に御就任いただき、また、高木委員

	が御退任され，平成29年4月1日から新たに伊藤委員
	に御就任いただいております。
	それでは，お手元にお配りしてございます委員名簿に
	よりまして，順次，委員の皆様を御紹介申し上げます。
	(荒木委員から五十音順に出席委員を紹介)
	以上，委員の皆様の御紹介をさせていただきました。
	引き続き，事務局職員を紹介させていただきます。
	(事務局職員を紹介)
三浦課長	それでは，次に，議題の(1)会長および副会長の選
	出に移らせていただきます。
	函館市公文書公開審査会規則第2条第2項および函館
	市個人情報保護審査会規則第2条第2項に「会長および
	副会長は，委員の互選により定める」と規定してござい
	ますので，委員の皆様の互選により，会長・副会長をお
	選びいただきたくことになります。
	この互選の方法につきましては，差し支えなければ，
	委員の皆様方の推薦によりまして，会長・副会長を決定
	したいと存じますが，この方法でよろしいでしょうか。
	(異議なしの声あり)
三浦課長	御異議がないようですので，会長・副会長の推薦を受
	けたいと思いますが，御発言はございますでしょうか。

河野委員	会長には永盛委員，副会長には荒木委員を推薦させて
	いただきたいと思います。
三浦課長	ただいま，会長に永盛委員，副会長に荒木委員をとの
	御発言がございましたが，皆様いかがでしょうか。
	(異議なしの声あり)
三浦課長	御異議がないようですので，会長は永盛委員に，副会
	長は荒木委員に決定させていただきます。
	この後，永盛委員，荒木委員には，それぞれ会長・副
	会長席にお移りいただきますが，総務部長，総務部次長
	につきましては，このあと別の用務が入っておりますの
	で，ここで退席させていただきたいと思います。
	(総務部長，総務部次長退席)
三浦課長	永盛委員，荒木委員には，それぞれ会長・副会長席に
	お移り願います。
	(それぞれ席に移動)
三浦課長	それでは，これからの議事運営につきましては，公文
	書公開審査会規則第3条第2項および函館市個人情報保
	護審査会規則第3条第2項の規定に基づき，会長が議長
	となって進めていただくこととなりますので，よろしく
	お願いいたします。
永盛会長	ただいま，委員の皆様の御推薦を受け，会長を務める

	ことになりました永盛でございます。
	前任の山崎会長は、情報公開制度懇話会から委員であ
	った方で、審査会の委員として25年以上、会長として
	15年以上務められました。その山崎会長の後を継ぐと
	いうのは、私にとって大変重いものでございます。少し
	でも山崎会長のようになれるよう、それを目標といたし
	まして、精一杯会長職を務めたいと思いますので、委員
	の皆様方、それから事務局の皆様方、どうぞよろしくお
	願い申し上げます。
	それでは、次の議題に入りたいと思います。
	会議を始めるに当たりまして、本日の会議には、特定
	の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませ
	んので、会議はこのまま公開で行います。
	それでは、報告事項である議題の(2)制度の運用状
	況について、事務局から説明願います。
三浦課長	それでは、先日配布させていただきました「情報公開
	制度・個人情報保護制度の利用状況(平成28年度)」
	により御説明申し上げます。
	はじめに、「1 情報公開コーナーの利用状況」につ
	いてでございます。情報公開コーナーでは、市が刊行す
	る市政資料をはじめ、行政運営における公正の確保と透

	明性の向上を図るため、各部局で定めている要綱・要領
	等、加えて出資法人の経営状況を説明する文書を配架し
	ております。
	また、市の各種審議会の会議録、国や他の自治体が作
	成した資料などを備え、情報提供の充実に努めていると
	ころでございます。
	この情報公開コーナーを平成28年度に利用した方
	は、延べ728人ございました。利用者の内訳は、情
	報公開制度による「公文書の公開請求」に係る利用が
	102人・1,365件でした。また、個人情報保護制
	度による自己情報の開示請求に係る利用が18人・32
	件ございました。このほか、行政資料の閲覧および相
	談・案内に係る利用が403人・439件、行政資料等
	の写しの交付に係る利用が205人で、これに関わる写
	しの交付実績は、表1のとおり5,135となっております。
	次に、「2 情報公開制度の実施状況」についてでご
	ざいます。公開請求に対する処理状況は表2のとおり、
	公開945件、一部公開403件、非公開16件、取下
	げ1件で、合計1,365件となりました。平成28年
	度において、公開請求の決定に対する審査請求はありま

	せんでした。
	なお、全部公開となった公文書で繰り返し公開請求さ
	れているものや、ホームページ等において公表された情
	報につきましては、その一部を情報公開コーナーに配架
	し、公開請求の手続きによることなく情報提供できるよ
	うにして、市民の利便の向上に努めているところであり
	ます。その一例を申し上げますと、食品衛生法等に基づ
	く営業許可施設一覧、理容所・美容所一覧、医療施設一
	覧などございまして、以前であれば公開請求に応じて
	対応していたものを、情報提供による写しの交付で対応
	したものの実績は、平成28年度で155人となっております。
	ります。
	続きまして2ページをお開き願います。各実施機関別
	の請求件数は、表3のとおりとなっております。この分野別
	の内訳は、表4記載のとおりとなっております。実施機
	関別では、市長宛ての請求が最も多く、全体のほぼ9割
	を占めております。
	また、分野別にみると、民生Ⅰの分野の請求が最も多
	く、次いで財務分野、教育分野の順となっております。この
	3つで全体の8割を超えております。
	公開請求の内訳の詳細につきましては、4ページから

	17ページまでの別表1「公文書の公開の実施状況」に
	記載のとおりでございます。この詳細についてですが、
	請求内容を典型的に整理しますと、住居表示台帳の公開
	請求が合計で654件と最も多く、民生Iの分野715
	件のおよそ9割を占めております。
	次いで多い請求内容は、市が加入する損害保険契約の
	保険証券等に関する公開請求で、合計で223件と、財
	務分野の約6割に当たります。これらは一部非公開とさ
	れた部分があり、その非公開の理由といたしましては、
	法人の代表者の印影については、商業登記法第12条第
	1項の規定により印鑑の証明の交付を申請できる者が限
	られており、これを公開することは商業登記法の規定に
	違反するため、情報公開条例第7条第1号による法令秘
	として非公開となり、保険代理店の担当者名、社内での
	担当者番号および担当者個人の印影、さらに、被保険者
	の住所、氏名、生年月日等に関する情報については公表
	されておらず、通常他人に知られたくないと認められる
	ものであることから、情報公開条例第7条第2号による
	個人情報として非公開となり、法人の代表者の印影以外
	の印影については、重要な法的手続きにおいて使用され
	る可能性があり得ることを考えると、これを公開した場

	合，これを用いて文書の偽造がされることなどにより，
	当該法人の権利または正当な利益が害されるおそれがあ
	ることから，情報公開条例第7条第3号による法人等不
	利益情報として非公開となりました。なお，先ほど市が
	加入する損害保険契約の被保険者の住所，氏名等を個人
	情報として非公開としましたのは，いわゆるレクリエー
	ション保険についてございまして，市が主催したイベ
	ントに参加された市民の住所，氏名等を個人情報として
	非公開としたものであることを補足しておきます。
	次に多い請求は，業者選定関係書の124件ですが，
	具体的な分類は，学校給食の調理委託に係る委託料積算
	内訳が37件で教育分野の36パーセントに当たり，こ
	れに係る入札予定価格調書や入札調書のほか，土木部所
	管の道路河川等の草刈に係る見積調書などが87件で，
	財務分野366件の約24パーセントに当たります。こ
	れらは一部非公開とされた部分があり，総額は公開して
	おりますが，積算過程の各項目ごとの個々の金額につい
	て非公開としております。その非公開の理由としまして
	は，これらを公開した場合，今後反復継続される同種の
	入札において，予定価格をかなりの精度をもって類推す
	ることが可能となり，入札執行の弊害となるおそれがあ

	るため、情報公開条例第7条第6号イの、契約に係る事
	務に関し、実施機関の財産上の利益を不当に害するおそ
	れがある情報に当たるとして非公開となりました。
	以上が、平成28年度の主な公開請求の内容でございます。
	ます。
	なお、平成29年度は、4月から10月までの公開請
	求は、54人・811件であり、対前年度比で±0人・
	－61件という状況で推移してございます。平成29年
	度における審査請求も、これまでのところございません。
	続きまして、2ページ中ほどの「3 個人情報保護制
	度の運用状況」についてでございます。
	市が個人情報の収集等を開始する場合に必要な手続で
	ある届出の状況は、平成29年3月31日現在3,160
	件で、実施機関ごとの内訳は、3ページの表5のとおり
	となります。この届出は、個人情報保護条例第6条第1
	項の規定により「実施機関が継続かつ定型化して個人情
	報の収集等を新たに行う」場合や、「届け出た個人情報
	の収集等を廃止する」場合などに、提出することが義務
	付けられているものでございます。なお、総件数では、
	前年度と比べて100件増加しております。その主な理
	由といたしましては、総務部文書法制課の「函館市行政

	不服審査会の委員名簿」や総務部情報システム課の「指
	紋および指静脈」，これは執務室内の業務用パソコンで
	個人情報などを取り扱う市職員のアクセス権限を確認す
	る生体認証用のものがございます。
	さらに，企業局交通部の「交通系 I C カード “イカす
	ニモカ” 使用に係る乗降履歴」など，新たに事業を開始
	したことに伴うものございました。
	次に目的外利用でございます。制度に基づき，例外的
	に個人情報の収集の目的の範囲を超えて，保有個人情報
	を市の内部で利用した目的外利用は，3 ページ右上の表
	6 のとおり，18 の課において127 件となっております
	す。
	次に外部提供でございます。国や道，他の地方公共団
	体など，市の外部に，収集目的の範囲を超えて個人情報
	を提供する外部提供については，3 ページ下の表7 のと
	おり，21 の課において533，219 人分となってお
	ります。
	外部提供した個人情報の所管課，提供内容および提供
	先の主なものがございますが，表7 の左側，上から2 番
	目の財務部税務室では，資産等の状況のうち「家屋の情
	報」を，北海道が5 年ごとに見直しを行って作成する都

	市計画策定の基礎資料のため、北海道に361,321
	人分提供しているほか、「資産等の課税状況に関する情
	報」などを税務署や他の地方公共団体などにも提供して
	おります。
	また、税務室から3つ下の介護保険課では、介護保険
	サービス認定調査票などの情報を、訪問介護等の介護サ
	ービス計画を作成するために、指定居宅介護支援事業者
	などに対して55,470人分提供しております。
	また、介護保険課の2つ下の福祉事務所生活支援第1
	課では、生活保護の受給の有無の情報などを国民年金法
	に基づき函館年金事務所に提供しているほか、本人の同
	意を得た上で、NHKに受信料の減免手続のためなどに
	12,671人分提供しております。
	また、生活支援第1課のすぐ下の保健所生活衛生課で
	は、食品衛生法等による営業許可台帳の情報などを、函
	館税務署や農林水産省北海道農政事務所などに、
	15,261人分提供しております。
	また、表7の右側、上から4番目の企業局上下水道部
	業務課では、給水管所有者の情報を、指定工事業者など
	に8,769人分提供しております。
	以上が、外部提供の主な実績でございます。

	続きますして、自己情報の開示請求の内容と決定状況等
	につきましては、19ページおよび20ページの別表2
	のとおりとなっております、これらの決定に対する審査請求
	はありませんでした。
	平成28年度の請求は、全て自己、自分の情報を見た
	いという開示請求でございました。18人の方から32
	件の請求があり、このうち、10人の方に全部開示、5
	人の方に一部開示、3人の方に非開示の決定を行ってお
	ります。
	一部開示と非開示の決定となった8人の方でございま
	すが、開示にならなかった理由は、8人のうち4人の方
	が、「請求に係る公文書を保有していない」ことがその
	理由となっております。
	残りの4人の方の開示されなかった理由につきまして
	は、まず、「整理番号2」の「戸籍等の請求書ほか」の
	開示請求でございしますが、函館税務署長からの公用請求
	によってなされた住民票等の写しの交付申請の請求対象
	者のうち、開示請求をされた御本人以外の氏名、住所な
	どにつきましては、自己情報の開示請求者以外の情報で
	あって、請求を行うことができる本人の情報ではない、
	との理由から非開示としたものでございます。

	次に、「整理番号10」の「火災調査報告書等」の開
	示請求でございますが、請求者の居住していた共同賃貸
	住宅の火災に関わる火災調査報告等のうち、請求者以外
	の者の資産の内容がわかる建物の損害額の記載および内
	容品等とその損害額の記載などにつきましては、自己情
	報の開示請求者以外の情報であって、請求を行うことが
	できる本人の情報ではない、との理由で非開示となった
	ほか、火災通報者の住所、職業、氏名、年齢、携帯電話
	番号および供述内容については、自己情報の開示請求者
	以外の情報であって、請求を行うことができる本人の情
	報ではない、との理由とともに、今後、火災調査におい
	て情報提供者との信頼関係が損なわれることで、市の事
	務事業の実施に支障を生ずるおそれがあるとの理由でご
	ざいます。
	続いて、「整理番号12」の「住民票の写し等職務上
	請求書」の開示請求でございますが、弁護士の印影につ
	いては、自己情報の開示請求者以外の情報であって、請
	求を行うことができる本人の情報ではない、との理由で
	ございます。
	最後に、「整理番号18」の生活保護台帳の開示請求
	でございますが、保護台帳中の格付け欄等に記載された

	ケースワーカーの所見，今後の指導上の方針を記載した
	部分と福祉事務所の方針を記載した部分等については，
	開示することにより請求者に誤解または予断を与えて今
	後の自立助長等の適正な指導の効果が期待できなくなる
	おそれがあるとの理由から，また，扶養義務照会の回答
	等をもとに，扶養能力調査に関する照会欄に記載されて
	いる扶養能力判断を行った結果については，開示するこ
	とにより扶養義務者のプライバシーや社会生活上の利益
	を損なうおそれがあり，結果として，市の適正な行政執
	行を妨げるおそれがあるとの理由でございます。
	以上が，平成28年度の個人情報保護制度の内容でご
	ざいます。
	なお，平成29年度の4月から10月までにおきまし
	ては，自己情報の開示請求が4人・6件あり，対前年度
	比－8人・－18件となっております。これも，現在ま
	で審査請求はございません。
	以上が，制度の運用状況でございます。
永盛会長	ただいまの事務局からの説明に対しまして，各委員か
	ら御質問等ございませんか。
荒木副会長	個人情報保護制度の運用状況のうち，表5についてで
	すが，届出件数が3，160件，前年度比100件増と

	いうことで、100件増の背景を説明していただきまし
	たが、少しわからなかったので、再度御説明いただけま
	すか。新規事業を開始されたことでだいぶ増えたという
	御報告だったと思いますが。
三浦課長	前年度中に3,160件の届出があった訳ではなくて、
	これまでの累積がまず3,060件あったということでご
	ざいます。そこから昨年1年間に100件増えたとい
	うことですが、当然新規事業がもろもろございまして、
	それで100件以上増えている。それと同時に廃止され
	た事業もありますので廃止届も出ておりまして、そのプ
	ラスマイナスにより前年度から100件増えたというこ
	とでございます。
荒木副会長	新規事業というのは、具体的にどういった事業でしょ
	うか。
三浦課長	先ほど申し上げましたほかに、ということになります
	か。
荒木副会長	先ほどの説明が少しわからなかったので、再度説明願
	います。
三浦課長	新たに行政不服審査会が始まったことにより、委員の
	方の個人情報を収集するため、収集届を提出させていた
	いただきました。それから、今までイカすカードを使用して

	いましたが、イカすニモカを使用することになり、乗降
	履歴を収集することとなったことから、企業局交通部か
	ら乗降履歴についての収集届が提出されました。それか
	ら、庁舎内のマイナンバーなどを扱うパソコンについて、
	指紋認証等によるアクセス制御を行うこととしたことか
	ら、総務部情報システム課から、職員の指紋等に関わる
	収集届が提出されました。
荒木副会長	指紋という個人情報ということですか。
三浦課長	そうです。指紋も個人情報です。
荒木副会長	わかりました。
永盛会長	ほかにございますか。
	ないようですので、私の方からですが、以前は審査請
	求がたくさんありましたが、ここ何年間かありません。
	実施機関の説明が非常に説得力を持っているのか、制度
	が周知されたのか、いずれにしても函館市の行政の透明
	度は高いというふうに全国でも評価されておりますの
	で、喜ぶべきことであろうと思いますが、審査会の委員
	を仰せつかっている者としては、仕事が忙しい方がやり
	がいがあるのではないかとも思いますので、大変痛しか
	ゆしでございます。ただ今詳しく御説明いただきました
	が、今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

